

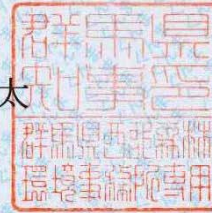
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県深谷市折之口1990番地4

氏 名 株式会社クリーンテックメディカル  
代表取締役 反後太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 元年 10月 14日

許可の有効期限 令和 6年 10月 13日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、  
⑤特) 燃え殻、⑥特) 汚泥、⑦特) 廃油、⑧特) 廃酸、⑨特) 廃アルカリ、⑩特)  
鉍さい、⑪特) ばいじん（以上11種類）

※⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

### 2 許可の条件

なし

### 3 許可の更新、変更の状況

平成 16年 10月 14日 新規許可

平成 18年 1月 17日 変更許可

平成 21年 10月 14日 更新許可

平成 24年 8月 9日 変更許可

平成 26年 10月 14日 更新許可

令和 元年 10月 14日 更新許可

### 4 積替え許可の有無

有・無



### 情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さい	特) ばい じん	特) 1,3 号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		-	-	○	○	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		-	-	○	○	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
有機燐化合物		-		-	-			
六価クロム化合物	○	○		-	-	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
シアン化合物		-		-	-			
PCB		-		-	-			
トリクロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		-		-	-			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		-	-	○	○	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-		-	
ダイオキシン類	○	-		-	-		○	-



情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。



5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無